

報告番号 ^{*} 第 3138 号

主論文の要旨

題名 オーストラリア畜産業に関する構造論的研究

氏名 小林 信一

主論文の要旨

報告番号

※^る第

号

氏名

小林 信一

日米貿易摩擦の激化のなかで、牛肉輸入自由化要求や食管理制度不用論など、農業に対する内外からの批判が高まっている。貿易摩擦激化は1971年の金・ドル交換停止によって象徴される戦後世界秩序の崩壊のなかで、国際均衡のための調整機能を失った世界経済の矛盾の表現ととらえることができる。また農業批判の高まりは、国内均衡、国民的統合の柱として、両大戦間期から戦後にかけて取り入れられた福祉政策などの社会政策の見直しのなかに位置付けられるだろう。したがって農業保護の見直し論議は、日本経済の今後の方向と密接に関係するものであり、その中で考えられるべきことと言える。

本論文の目的は、先進国の国内均衡を達成するために両大戦間期以降採用されてきた社会政策としての農業保護政策が、世界市場を媒介として第三国に農業問題を輸出しているという仮説にたち、小農問題としての農業問題から最も遠い存在であると思われてきたオーストラリア農業、とりわけ牛肉産業と酪農業を対象に、オーストラリアにおける農業問題の存在形態、その発生の過程、及び農民、政府の対応を見ることにある。そのことによって、ますます緊密化する国際関係の中における農業保護政策のありかたを探るための一助にしたい。

まず本稿では、オーストラリア史上でも例を見ない60年代から70年代にかけての飛躍的な肉牛頭数の増加に着目し、それを手掛かりとして60年代に顕在化した国内生産構造の変化を明らかにした。この時期の肉牛頭数の伸びはすさまじく、わずか10年足らずで約1千万頭の増加を見ている。肉牛・牛肉産業は羊毛産業と異なり、伝統的に輸出依存度が低く、内需を主体として発展してきた。しかし60年代に入り様相は一変し、完全な輸出依存型へと転化した。ただそれはアメリカ合衆国に依存したもので、需要面からは極めて不安定なものであった。こうした強い需

要に支えられて肉牛価格が上昇を続けた結果、農民にとって有利な部門は肉牛部門のみという事態が現出した。

このような農業環境の変化の中で、肉牛飼養頭数は急増し肉牛飼養農場数もほぼ二倍となり、全農場の2/3に達するまでに至った。しかしこれらの対応も、農業地帯ごとに見ると決して一様ではなかった。大規模粗放経営が主体である北部牧畜地帯では、70年代に入ってから頭数増加はめざましいものの、全体として頭数増加を担ったのはむしろ家族経営を主体とする南部の小麦・羊地帯、多雨地帯であった。しかしこの両地帯にあっては、頭数増は牧畜地帯と異なって従来の肉牛飼養農場における規模拡大によるよりは、むしろ農場数の増加—牧羊業や酪農業からの肉牛業への転換によっていた。ただ前者が60年代末から70年代初めにかけてのドラスチックな転換であったのに対して、後者は60年代初めからのかなり長期的な転換であったという違いが見られる。しかしこれら転換農場の多くが小規模層であり、低所得問題を抱えていたということは共通していた。

したがって次に肉牛頭数の急増の背景に存在した低所得問題について分析してみたい。オーストラリアの農業者の所得は、平均所得では非農業部門に従事している人々のそれとほぼ等しいかむしろ勝っているほどであり、世界の中で例外的な存在であった。しかし農場所得は平均に対する分散が大きく、かなりの低所得層が存在した。つまり平均所得は小麦、牧羊、肉牛部門の高所得層によって影響を受けており、低所得層は地域的な偏りと同時に酪農、果樹部門に集中していた。例えば60年代前半に農場所得が1千豪ドル以下の層は小麦部門で4%、牧羊部門では12%であったのに対して、酪農部門では33%に達しており、特に加工用原料乳供給農場では36%、バナナ栽培農場では52%など極めて高い割合であった。しかしオーストラリアの低所得問題を考える上で注意しなければならない点は、農場所得は年々の変動が非常に大きいという事実である。これはオーストラリア農業が自然災害や国際的な価格変動に影響されやすい体質を持っているということに起因する。

こうしたタイプの低所得農場は十分な資産を有しているのに、一時的な低所得に耐えることができるが、同時に生産と価格条件の悪化の中で慢性的な低所得に陥る危険性も高い。このタイプは牧羊場や北部の牧牛専門農場に典型的に見られるが、前者は60年代終わりから70年代初めにかけての価格低落時に多くの農場が低所得問題に直面し、牧牛業に転換していったことは前述した通りである。

一方不十分な土地、資本、労働力のために、価格や生産条件などが良好な年次であっても十分な所得を確保できない農場には、稠密植民計画によって創設された農場に多く見られる。これは大戦間期や戦後にわたって主に退役軍人を対象に行われた退役軍人植民計画として知られているが、もともとは1850年代のゴールドラッシュによって国外から流入した労働者の就労の場として多数の小農場が創設されたことに始まっている。これらの農場は酪農や果樹部門に多くが属しており、これらの部門が低所得層の核であることの意味が理解できる。酪農部門に低所得農場が見られるという事実は、他の西欧諸国と共通しているが、その理由の一つは労働集約的であることから小規模層でも容易に参入しえるという点であろう。酪農場の資産状況は他の部門に比べ劣っており、特に土地評価額を除いた資産は1/2 から1/3以下でしかない。

最後に慢性的な農業低所得の核と考えられる酪農業の戦後過程を振り返ることにより、この部門の構造変化の状況とその要因及び政策対応について見ていきたい。酪農場数の減少は他部門に比べて非常に急激であり、戦後40年間の農場全体の減少率が15%であるのに対して酪農場では80%にも上っている。しかしこの農場数の減少過程も決して一様ではなく、次のような三つの特徴を持っていた。一つは前述した酪農から肉牛部門への転換であり、二つ目は自給型飼養の消滅—商業的酪農場割合の増加である。そして三つ目は、降雨量の多い沿岸部や価格条件の有利な都市部周辺への酪農立地の移動である。結局はこの部門の経営環境の悪化を反映していると言えるが、その要因を需要面から探って見たい。

生乳生産減少の大きな要因としては、生乳利用量の過半を占めていたバター消費の大幅な落ち込みがあげられる。例えば50年代初めに14キ台であったバターの一人当たり消費量は、マーガリンなどの代替品の普及によって80年代ではわずか4キ台にまで減退した。また飲用乳の消費も停滞しており、人口増加分の増加にとどまっている。しかし生乳生産減少の要因として、国内市場における消費の減退の他に、輸出の減少を忘れるわけにはいかない。生乳処理量換算で、輸出の占める割合は60年代のピークには40%近かったが、現在では20%台にまで落ち込んでいる。これは1973年の英国のEC加盟による影響が大きい。英国のEC加盟以前の1970年では、輸出の対英依存度はチーズで25%、バターでは80%に達している。それが加盟後は皆無となったのであるから、その影響は甚大であった。

最大で決定的な英市場の喪失に直面し、オーストラリアのとった対応は、1. 輸出先の転換、多角化であり、2. 国内酪農業の体質強化—構造改善、それにあわせて組織と政策の変更であった。1. の輸出多角化については、日本、東南アジア、中近東などを中心に積極的な展開を見せ、特に東南アジアには還元乳の現地合弁工場の設立まで行っている。しかし域内農業保護政策によって生産過剰問題を抱え込んだECによる補助金付き輸出によって、必ずしも成功しているとは言いがたい。

オーストラリアの対応はこうしたECなどの積極的な市場獲得行動の影響もあって、輸出多角化よりはむしろ産業自体の輸出依存型から内需主体型への転換に重きが置かれていると考えられる。政府は70年代に入って本格的な政策転換に乗り出した。その中心は、1. 補助金政策から構造改善政策への転換、2. 酪農ボードの再編と新乳価制度の確立であった。前者には小農場の合併やリタイヤーの促進が含まれその効果は疑問視されるが、部門間移動を促進する要素とはなりえたと考えられる。ボードについてはその機能、権限を強化するとともに、それまで業界が任意で行ってきた乳製品の輸出価格と国内価格のプール制を、国による強制制度に改めることで価格支持政策を強化した。一方、飲用乳価については供給割り当て権を持

ち、高い乳価の支払いを受けていた飲用原料乳供給農場を10年間で廃止し、州内プール価格制に移行することで供給割り当て権の利権化を防ぐとともに、低所得問題に直面していた加工用原料乳供給農場の経済的地位引き上げをねらった。

以上のように、オーストラリア酪農業はこれまで三度にわたって先進国、特に英国の農業問題の影響を受け、国内に農業問題を抱え込んできたが、それに対し国境保護や最低保証価格制などで産業全体の保護を図りながら、他国の影響を受けやすい輸出依存型から内需主体産業への転換をみすえつつ、国内では競争を通じた生産性の向上をはかる方向に政策的に誘導をはかっているといえよう。こうした方向は農産物貿易の新しいルール作りとあわせて、参考にされるべきものであろう。